

「BB フォン利用規約」新旧対照表

(旧)	(新)
BB フォンサービス利用規約	BB フォンサービス利用規約
<p>第 2 条 (定義) (17)「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。</p>	<p>第 2 条 (定義) (17)「サービス会員回線」とは、利用者回線、契約者回線およびフレッツ光回線をいいます。</p>
<p>(19)「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p>	<p>(19)「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。 (20)「フレッツ光回線」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバー回線をいいます。</p>
<p>(20)「フレッツ光」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p>	<p>(21)「フレッツ光」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p>
<p>(25)ソフトバンク ブロードバンドサービスとは、 ADSL 回線サービス上で当社または当社指定の協定事業者が提供するインターネットサービスをいいます。</p>	<p>(25) を削除</p>
<p>第 3 条 (本サービスの区分) 1. 本サービスには、次の三つの区分があります。 (3) フレッツ光型 (フレッツ光を使用して提供するもの)</p>	<p>第 3 条 (本サービスの区分) 1. 本サービスには、次の三つの区分があります。 (3) フレッツ回線光型 (フレッツ光を使用して提供するもの)</p>
<p>第 5 条 (契約の単位) 当社は、サービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの利用契約を締結します。この場合、会員は 1 つの利用契約について 1 人に限られるものとします。</p>	<p>第 5 条 (契約の単位) 1. 当社は、サービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの利用契約を締結します。 2. 前項の定めにかかわらず、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員は、1 つの Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス契約ごとに 1 つの利用契約を申込みことができます。 3. 前 2 項の場合において、会員は 1 つの利用契約について 1 人に限られるものとします。</p>
<p>第 1 1 条 (BB フォン電話番号) BB フォン電話番号は、当社が別途定める場合を除き、当社が 1 つのサービス会員回線ごとに割当てます。</p>	<p>第 1 1 条 (BB フォン電話番号) BB フォン電話番号は、当社が別途定める場合を除き、1 つの利用契約に 1 つの番号を割当てます。</p>
<p>第 1 7 条 (本サービスの提供範囲) 5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。 (1) 利用者回線型およびフレッツ光型</p>	<p>第 1 7 条 (本サービスの提供範囲) 5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。 (1) 利用者回線型およびフレッツ光回線型</p>
<p>第 2 1 条 (会員の義務) 1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、またはこれを勧誘する行為。 (8) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。 (9) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。 (10) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。故意過失に基づき誤認した場合も含まれます。 (19) 接続機器の RJ 11 モジュラージャックに、電話機等以外の機器を接続する行為。接続機器の RJ 11 モジュラージャックに電話機等を接続する際に、電話機以外の機器を仲介させる行為</p>	<p>第 2 1 条 (会員の義務) 1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。 (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。 (8) 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、またはこれを勧誘する行為。 (9) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。 (10) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為 (11) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為 (故意または過失に基づき誤認した場合も含まれます。) (20) 接続機器の RJ 11 モジュラージャックに、電話機等以外の機器を接続する行為または接続機器の RJ 11 モジュラージャックに電話機等を接続する際に、電話機以外の機器を仲介させる行為</p>
<p>第 2 3 条 (料金の計算方法) 2. 基本料金の計算については、つぎのとおりとします。 (2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、当該解除、解約等の意思表示が当社に到達した月の月末までの基本料金を支払うものとします。</p>	<p>第 2 3 条 (料金の計算方法) 2. 基本料金の計算については、つぎのとおりとします。 (2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、当該解除、解約等の意思表示が当社に到達した月の月末までの基本料金を支払うものとし、日割課金は行いません。ただし当社が別途定めた場合は日割課金を行う場合があります。</p>
<p>第 2 9 条 (利用停止) 6. 当社は、第 2 1 条第 1 項第 (1 8) 号に規定する長時間放置された通話と疑われる通話を検知した場合は、当該通話を一旦切ることがあります。</p>	<p>第 2 9 条 (利用停止) 6. 当社は、第 2 1 条第 1 項第 (1 9) 号に規定する長時間放置された通話と疑われる通話を検知した場合は、当該通話を一旦切断することがあります。</p>

第32条（会員による利用契約の解約）

1. 会員は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもって利用契約が終了するものとします。

第34条（通知・連絡等）

2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信したときに、効力を生じるものとします。

第35条（他の電気通信事業者等との契約）

4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含む）その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

第38条の2（通信の秘密）

5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。

第49条（有償オプションサービスの利用料金）

3. 有償オプションサービスの課金開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。

第65条（当社の責任の制限）

1. 当社は電話番号案内について、必ず会員が希望する電話番号等を案内することを保証するものではありません。

第65条の7（注意事項）

1. ソフトバンク携帯電話に発信した場合において、本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合は、ホワイトコール24は適用されず、第23条第3項第（4）号の定めに従うものとします。
2. 「ケータイ割30」を利用している会員が、ソフトバンク携帯電話以外の携帯電話に発信した場合の通話料にのみ「ケータイ割30」が適用されるものとします。
3. 「転送電話サービス」を利用している会員が、転送先にソフトバンク携帯電話の番号を指定した場合は、第59条の定めに従い、転送元から転送先の通話料は発生するものとします。

第65条の9を追加

第72条（適用除外条項）

1. パートナーサービスにおいて、以下の本規約の条項の適用が除外されるものとします。
第14条、第29条の2、第29条の3および第65条の8の第5項
2. パートナーサービスにおける回線サービスがADSL回線サービスの場合、第13条、第44条乃至第60条の適用も除外されるものとします。

第73条（提携事業者の定める条項）

パートナーサービスにおいて、以下の本規約の条項は適用されず、提携事業者の定める規約の規定が適用されるものとします。

第8条4項乃至6項、第15条、第22条乃至第27条、第29条第4項、第30条および第63条。

第32条（会員による利用契約の解約）

1. 会員は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の末日をもって利用契約が終了するものとします。

第34条（通知・連絡等）

2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信したときに、通知・連絡の効力を生じるものとします。

第35条（他の電気通信事業者等との契約）

4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含む。）の行使・履行その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

第38条の2（通信の秘密）

5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の提携先または金融機関等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。

第49条（有償オプションサービスの利用料金）

3. 有償オプションサービスの課金開始月および終了月の利用料金は、1ヶ月分の月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。ただし当社が別途定めた場合は日割課金を行う場合があります。

第65条（当社の責任の制限）

1. 当社は電話番号案内について、会員が希望する電話番号等を必ず案内することを保証するものではありません。

第65条の7（注意事項）

1. 会員がソフトバンク携帯電話に発信した場合において、本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合は、ホワイトコール24は適用されず、第23条第3項第（4）号の定めに従うものとします。
2. ホワイトコール24とケータイ割30を利用している会員に対しては、ケータイ割30はソフトバンク携帯電話以外の携帯電話に発信した場合の通話料にのみ適用されるものとします。
3. ホワイトコール24を利用する会員が、転送電話サービスの転送先にソフトバンク携帯電話の番号を指定した場合は、本章の定めにかかわらず、第59条の定めに従い、転送元から転送先の通話料は発生するものとします。

第12章の3 電報類似サービス提供事業者への接続

第65条の9（電報類似サービス提供事業者への接続）

当社は、会員が本サービスを使用して当社の指定する電気通信番号に発信した場合、電報類似サービスを提供するPSコミュニケーションズ株式会社（以下「PSコミュニケーションズ」といいます。）に接続します。ただし、会員が利用する接続機器の種類によっては、PSコミュニケーションズに接続できない場合があります。

第72条（適用除外条項）

1. パートナーサービスにおいては、第14条、第29条の2、第29条の3および第65条の8第5項の適用が除外されるものとします。
2. 前項の定めに加え、パートナーサービス（ADSL回線サービスの場合に限ります。）においては、第13条および第44条乃至第60条の適用が除外されるものとします。

第73条（提携事業者の定める条項）

パートナーサービスにおいては、第8条第4項乃至第6項、第15条、第22条乃至第27条、第29条第4項、第30条および第63条の定めは適用されず、提携事業者の定める規約の規定が適用されるものとします。